

(本訴事件) 平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

(反訴事件) 平成29年(ワ)第14391号 債務不存在確認請求事件

(反訴事件) 平成30年(ワ)第3253号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 池田修一

本訴被告 株式会社ウェッジ/大江紀洋/村中璃子

反訴原告 村中璃子

準備書面(11)

平成30年11月13日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告村中璃子訴訟代理人弁護士 藤 本 英 二



被告村中璃子は、下記のとおり弁論を準備する。なお、略語等は特に記載しない限り従前の例による。

記

第1 はじめに

1 本件訴訟に関する前提事項

本論に入る前に、日本政府および国内外の医学界が、原告池田修一が発表した本件マウス実験と子宮頸がんワクチン問題をどのように評価しているかについて述べる。

平成28年11月24日、厚生労働省は、本件マウス実験について「池田氏の不適切な発表により、国民に対して誤解を招く事態となったことについての池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております。」との見解を発表し、日本政府は原告池田修一が子宮頸がんワクチンに関する誤解を広げた本人であり、その責任が原告池田修一にあると認識していることを明らかにした。(丙1)。

また、京都大学の本庶佑特別教授は、平成30年10月5日に行われたノーベル医学生理学賞受賞決定後初となる藤田保健衛生大学での講演で、被告村中璃子の著書『10万個の子宮』(丙67)を本の表紙のスライドと共に紹介し、子宮頸がんワクチンの積極的接種の勧奨中止が続く我が国の現状について「国際的にみても恥ずかしい」と講演し、厚生労働大臣に面会し接種勧奨再開の要請を行った。本庶佑氏は被告村中璃子のかねてからの支援者でもある(丙55・5枚目)。

厚生労働省が上述の見解を示す根拠とした信州大学の本調査委員会は、平成28年11月15日、原告池田修一に対し、猛省を求めた上で、1. 本件マウス実験に関する発表内容の修正または修正内容の公表措置をとること、2. 本件マウス実験の結果が予備的な段階のものであることを、適切な方法をもって公に明らかにすること、3. 検証実験の実施とその結果を公表することを求めた(丙2)。しかし、2年の経過した今日に至るまで、原告池田修一からの謝罪や反省の言葉はなく、原告池田修一は、適切な修正・公表措置をとっておらず、検証実験も行っていない。それどころか、原告池田修一は、厚生労働省科学研究成果データベースの記載をひっそりと修正し、国民に誤解を招いた発表があたかもなかったものであるかのように隠蔽しようとしている(丙61、丙77)。

証人尋問においても原告池田修一は、国民に対して誤解を招き、ノーベル賞受賞者に「国際的にみても恥ずかしい」と評される事態を招いた自らの不適切な発表について、反省も謝罪も示さなかった。

原告池田修一は、ワクチンを打っていないマウスの脳だと知りながらも「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳だけに異常な抗体が沈着した」と発表したことを「解釈の違い」（池田調書6頁）であるとし、N（実験に用いた各群のマウスの血清の数）=1に関する画像は1匹のマウスのものに決まっているといったN=1の意味を混乱させる稚拙な発言（池田調書3頁）を行い、自らの発表は「捏造」ではないと弁明した。こうした「後づけの弁明」は、子宮頸がんワクチンに関する誤解を与えられた国民を二重に欺くものであり、医師・研究者としての倫理に著しく悖る。

2 子宮頸がんワクチン問題における原告池田修一と平成28年3月16日の発表の位置づけ

平成25年4月1日より定期接種となった子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）の積極的接種の勧奨中止は、平成25年6月14日、第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、継続賛成2名、積極的接種勧奨中止賛成3名の僅差で決定された。原告池田修一は、積極的接種の勧奨中止が決定される前の第1回（平成25年5月16日）、決定された第2回、決定後の第6回（平成25年12月25日）の検討部会において、参考人として招致され多くの質問に対して回答をし、今後の研究の必要性について説明した。子宮頸がんワクチンの積極的接種の勧奨中止は、副反応に関する研究の必要性を訴えた原告池田修一の意見を参考に決定されたことから、原告池田修一は、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会などの患者団体から因果関係の証明について期待される立場になった（丙63の2・Ⅲ）。

平成28年3月16日の本件成果発表会及びNEWS23における原告池田修一の

発表は、単なる一研究者の発表ではなく、子宮頸がんワクチン接種後の神経症状に関する権威者として、当時社会的にきわめて大きな影響力を持っていた原告池田修一の発表であったことから（当該発表が「捏造」であることが判明し、現時点での原告池田修一の研究者としての影響力は皆無であるが）、マスメディアから画期的成果として受け取られることとなった。

被告村中璃子は、本件各記事を含む一連の被告ウェッジの記事において（丙29、丙30、丙31、甲1、甲2）、HLAに関する本件成果発表会における原告池田修一の発表、本件マウス実験に関する本件成果発表会における原告池田修一の発表、及び、本件マウス実験に関するNEWS23における原告池田修一の発表が、いずれも誤った結論を導いており、事実ではないことを、科学的な観点から指摘したものである。

原告池田修一は、「子宮頸がんワクチン接種と接種後に少女らに生じた末梢神経障害や脳障害との間の因果関係を示唆する研究成果を作成する目的」（丙74の4・8頁）で、意図的に誤った結論を発表し、素人のメディアによるHLAに関する誤った報道（丙65）や本件マウス実験に関する誤った報道（丙79の3）を引き起こした。

第2 原告池田修一には毀損されるような名誉がないこと（損害がないこと）

日本の医学界の第一線で研究、臨床を行う研究者たちは、平成28年3月16日の原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS23における発表について、「捏造」とであると評価していることについてはすでに提出した意見書にあるとおりである（丙62の2、丙63の2、丙74の4）。

野田起一郎氏は、「ほとんど全ての研究者が、池田氏には『サーバリックス接種と脳障害を含む神経症状には因果関係が存在する』という結果を作り上げようとする意図があったと判断すると考えられ、これを持ってすれば、『今回のマウスの実験結果に関する池田氏の発表は捏造である』という指摘は、まさに正しいと考え

る。」と述べている（丙62の2・3頁）。

吉川裕之氏は、「発表された内容が真実であれば画期的データであったはずですが、実際の研究データとは全く異なるもので、HPVワクチンが記憶障害を起こすことについて立証するデータは何も存在しなかったのです。池田教授が根拠となるデータが存在しないにもかかわらず、存在すると言った以上、信頼される診療医であったとしても、その研究発表は「捏造」以外に呼ぶ言葉がないものといえます。」（丙63の2・1頁）と述べている。

柳沢正史氏は、「池田修一氏自身、国立大学の医学部長まで務めた研究者である以上、自身の発表が『ねつ造』と評価されても仕方がないことは十分理解しているはずですが。私だけではなく、大多数の研究者が、池田修一氏の発表を『ねつ造』であると評価するでしょう。池田修一氏による本件のような名誉毀損訴訟が成り立つのであれば、わが国の科学リテラシーの低さを示すものであり、科学界としても危機的な状況であると考えざるを得ません。」と述べている（丙74の4・8頁）。

以上から明らかなおおりに、原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表を、研究および臨床の第一線で活躍する大多数の研究者および医師が「捏造」と判断しており、「捏造」ではないと判断している医師・研究者は、証拠上、原告池田修一及びA氏のみである¹。原告池田修一自身、本件成果発表会及びNEWS 23において発表した内容（HPVワクチンを打ったマウスは脳と末梢神経とを同時に障害を受けていそうだ）に賛成している研究者は、原告池田修一のみであることを認めており、科学界・医学界からは全く支持されていない（池田調書46頁1～4行、村中調書2頁）。

野田起一郎氏が「『公の場で、こうしたいい加減なデータと、それに基づく誤っ

¹ 信州大学の本調査委員会は、信州大学の研究活動における不正行為の防止等に関する規程及び厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに照らして、「不正行為は認められなかった」とするが、（一般的な用語の意味も含めて）「捏造ではない」と判断したわけではない。本調査委員会においても、委員の一人である錫村氏は、「重大な過失」があるとして、同ガイドラインに照らせば「ねつ造」であるとの見解を示している（丙88・86頁末尾から8行以下）。

た解釈を公表するとともに、遺伝学の基本ともいべきデータ解釈の能力もないとみなされる医学研究者』の名誉とは、なにを指しているのでしょうか。池田氏には、棄損されるような『名誉』などないと、ほとんどすべての研究者が判断すると考えられる」と述べているとおり（丙62の2・3頁）、平成28年3月16日、原告池田修一は、大多数の研究者及び医師が「捏造」と評価する発表を自ら行ったことで、研究者としての名誉を完全に喪失した。

よって、本件各記事が発表された平成28年6月時点では、原告池田修一には、本件各記事により毀損されるような名誉は存在せず、被告村中璃子が本件各記事によって「捏造」を指摘したことによる損害はない。

原告池田修一は、本件各記事により、副学長・医学部長の仕事ができなくなり、通常の診療業務にも大きな支障をきたしたこと、また、同じ領域で働いている子供も「捏造先生の息子ですか」と言われるなど、かなりの名誉を毀損されたと供述するが（池田調書50～51頁）、原告池田修一の自業自得である。

原告池田修一が、信州大学の副学長・医学部長・第三内科教授の退任に追い込まれ、自身の子供も「捏造先生の息子ですか」と言われるようになった原因も、大多数の研究者及び医師が「捏造」と評価する発表を原告池田修一が行ったことによるものである。

第3 「捏造」の定義について

本件各記事において、被告村中璃子は、「捏造」という用語を、一般的な意味の用語²として用いている（村中調書49～50頁）が、科学・研究の世界でも、「故意」又は「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を（著しく）怠ったこと」により、「投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等」に関し、「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」は「不正行為」となる

² 広辞苑によれば、「事実でない事を事実のようにこしらえること」とされている。

「ねつ造」であると、ガイドライン上明記されている（乙3の6頁、丙63の3・第2条（2））。

一方、「信州大学の研究活動における不正行為の防止等に関する規程」においては、「研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程においてなされる」「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」が「不正行為」となる「捏造」と定義されている（丙64・第2条2）。

原告池田修一は、信州大学の本調査委員会において「本件実験に研究不正はないと結論付けられている」（原告準備書面（4）2頁）と主張するが、信州大学の研究活動における不正行為の防止等に関する規程」及び「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に照らし合わせると「捏造」が認められなかったと判断された（丙2・3項）にすぎず、（一般的な用語の意味も含めて）「捏造ではない」と判断されたわけではない。本調査委員会においても、委員の一人である錫村氏は、「重大な過失」があるとして、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に照らせば「ねつ造」であるとの見解を示している（丙88・86頁末尾から8行以下）。

第4 本件各記事の重要な部分が真実であること（本件成果発表会及びNEWS 23における原告池田修一の発表が「捏造」であること）

本件各記事はタイトルから分かるとおり、子宮頸がんワクチン副反応の厚労省研究班の研究代表者である原告池田修一が、平成28年3月16日に本件成果発表会及びNEWS 23で行った発表が「捏造」であることを記事全体の記述を通して示したものである³。

本件各記事の真実性を検討するにあたっては⁴、本件成果発表会及びNEWS 23

³ 本件雑誌記事のタイトルは「子宮頸がんワクチン薬害研究班 崩れる根拠、暴かれた捏造」、本件ウェブ記事のタイトルは「子宮頸がんワクチン研究班が捏造」である。

⁴ 最高裁平成14年1月29日判決（平成8年（オ）第576号）は「裁判所は、摘示された事実の重要な部分が真実であるかどうかについては、事実審の口頭弁論終結時において、客観的な

における原告池田修一の発表が一般的な意味において、あるいは、科学界の定義に照らし合わせて「捏造」と評価できるものであれば、本件各記事の内容の重要な部分が真実であることの証明があったと解すべきである（被告村中璃子準備書面（8）第2・第3参照）。

「捏造」と評価すべきか否かで科学的に重要なポイントは、2つある。ひとつは、本件成果発表会及びNEWS 2 3で示された脳切片の画像が子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片であったこと、もうひとつは、本件成果発表会及びNEWS 2 3で示された本件マウス実験の実験結果がN=1の結果であったこと、である。

本件成果発表会及びNEWS 2 3における原告池田修一の発表内容は、本件成果発表会の発表資料（甲4）、本件成果発表会における原告池田修一の発言内容（甲18、丙37）、NEWS 2 3の映像（丙79）⁵によって確定されており、当該発表で示された脳切片の画像が子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片であったことについては当事者間で争いが無い。また、当該発表で示された本件マウス実験の実験結果がN=1の結果であったこと（各実験区でマウス1匹の血清を用いた実験であること）については、調査委員会が認定するところであり（丙2、丙85～丙88）、原被告間に争いが無い⁶。

以下、この2つのポイントについて、述べる。

判断をすべきであり、その際に名誉毀損行為の時点では存在しなかった証拠を考慮することも当然に許されるというべきである。」「真実性の立証とは、摘示された事実が客観的な事実と合致していたことの立証であって、これを行為当時において真実性を立証するに足りる証拠が存在していたことの立証と解することはできないし、また、真実性の立証のための証拠方法を行為当時に存在した資料に限定しなければならない理由もない。」と判示しており、真実性の判断においては、名誉毀損行為の時点では存在しなかった証拠を考慮することも当然に許される。

⁵ NEWS 2 3の「これは明らかに脳に障害が起こっているということですね。ワクチンを打った後こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですかということを示唆できている」との発言の趣旨については、当事者間に争いがある。

⁶ 原告準備書面（3）4頁アにおいて、原告池田修一は「原告が認めるのは、「本件実験の結果が『実験区ごとに各一匹のマウスから採取された血清を用いたもの』であり」と主張しており、本件マウス実験の実験結果がN=1であることを認めている。

1 本件成果発表会及びNEWS 2 3 で示された脳切片の画像が子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片であったこと

本件成果発表会及びNEWS 2 3 で示された脳切片の画像が子宮頸がんワクチンを「打っていない」マウスの脳切片であったことについては、当事者間で争いがなく、プロGRESSミーティング、本件成果発表会のいずれの時点においても、原告池田修一は、このことを理解していたと供述する（池田調書37～38頁）。したがって、原告池田修一は、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳の海馬に異常な抗体は沈着していないこと、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳の海馬の機能に障害が起こっていないことを十分に理解していた。

にもかかわらず、原告池田修一は、子宮頸がんワクチンを「打った」マウスだけ、脳の海馬に異常な抗体が沈着し、脳の海馬の機能を障害していそうだと本件成果発表会及びNEWS 2 3 で発表し、事実でない事を事実のようにこしらえたものである。

吉川裕之氏は、この点に関し、「自己抗体がHPVワクチン接種により産生されたというデータもなく、それが血液脳関門を通過するデータも存在せず、自己抗体が海馬に沈着するというデータも存在しないのです。ましてや脳組織や神経障害を起こしたデータも存在しません。つまり何かを立証する研究データと呼べるものが全く存在しません。」（丙63の2・9頁）と指摘した上で、「研究データが存在しないものを存在したとする発表を捏造以外に表現することはできないのです。」（丙63の2・10頁）と述べている。

柳沢正史氏は、この点に関し、「池田修一氏は、実際にA氏が行った実験がex vivo アッセイ実験（各ワクチン等を接種したマウスの血清を他の正常マウスの脳にふりかけた実験）であることを認識した上で、in vivo アッセイ実験においてHPVワクチンを接種したマウスの脳に障害が起こったという存在しない研究結果を作成して発表したことになりました。実際にA氏が行ったex vivo アッセイ実験からは、『HPVワクチンを打ったマウスだけ、脳に障害が発生した』という研究結果を導く

ことは不可能であって、このような研究結果は存在せず、事実ではありません。これは、故意に『存在しない研究結果』を、全く異なる種類の実験データに基づいて発表したものとして、『厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』において『ねつ造』にあたりると同時に、『事実でない事を事実のようにこしらえた』ものとして、一般的な用語の意味においても『捏造』にあたります。私だけではなく、誠実に研究活動を行っている大多数の研究者も、同様の見解だろうと考えます。」と述べている（丙74の4・3頁）。

以上のとおり、本件成果発表会及びNEWS 23における原告池田修一のワクチンを「打ったマウスの脳」に異常が生じたという発表は、示された脳切片の画像が子宮頸がんワクチンを「打っていない」マウスの脳切片であったことから、一般的な用語の意味において「捏造」であり、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に照らしても「捏造」である。

一方、原告池田修一は、子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、脳の海馬に異常な抗体が沈着し、脳の海馬の機能を障害していそうだと、その発表は、「解釈の表現が違ったんであって、捏造という話とは全く違うと考えています」（池田調書5～6頁）と弁明したが、本件訴訟において、「ワクチンを“打った”マウスだけに異常な抗体が沈着した」という当該発表内容が事実であることを裏付ける証拠（実験データ・実験ノート等）を一切示せていない。繰り返しになるが、日本政府に「国民に対する誤解を広めた」と評価されている自らの発表について、NEWS 23を視聴した国民の側の解釈の問題であるとする原告池田修一の態度は、原告池田修一によって子宮頸がんワクチンに対して誤解させられた国民を二重に欺き、国民の命と健康を蝕むものである。

2 本件成果発表会及びNEWS 23で示された本件マウス実験の実験結果がN=1の結果であったこと

本件成果発表会及びNEWS 23で示された本件マウス実験の実験結果がN=1の

結果であったこと（各実験区でマウス1匹の血清を用いた実験であること）⁷については、調査委員会が認定するところであり、原被告間に争いがない。

一方で、プログレスミーティング及び本件成果発表会当時に、原告池田修一がN=1であることを認識していたかどうかという点に関し、原告池田修一は、予備調査委員会及び本調査委員会においてN=1であることを知らなかったと説明し（丙85・5頁、丙88・77頁のA12）、本件訴訟においても、「甲17のスライド32の棒グラフには、エラーバーや統計検定結果（P値など）の記載がないことは認めるが、そのことから、原告が、マウス1匹（N=1）の実験結果に過ぎないと理解していたとは推認できないし、原告がN=1と認識していた事実もない。」

（原告準備書面（7）6頁4項）と主張していたが⁸、尋問においては、こうした説明及び主張が虚偽であることが明らかになった。

原告池田修一は、尋問において、プログレスミーティング当時、及び、本件成果発表会当時、甲17のスライド32の棒グラフの結果が、各群マウス1匹の結果だと理解していた旨を供述した（池田調書22頁末尾から4行～23頁6行、38頁4～7行）。

その一方で、原告池田修一は、尋問において、「Nイコール1という言葉の意味についてですが、このスライドをつくったのは1匹のマウスからだということはこれ見れば当然なんです、このスライドは1匹のマウスを実験してきて、ここをすぐつくるということにはならないんで、私はこのスライドができる前段階の予備実験として複数のマウスで予備的な検索が行われていたと理解しました。」と供述した（池田調書3頁）。この池田修一の供述は、N=1という言葉の意味について、

⁷ 本件各記事（甲1、甲2）、調査委員会の資料（丙85～丙88）、野田起一郎氏・柳沢正史氏の意見書（丙62の2、丙74の4）、宮川剛氏の陳述書（乙8）に記載されたN=1という意味は、甲17のスライド31・32で示された実験結果が、各群（各実験区）複数匹のマウスの血清を用いて得られた画像を統計解析して得られたものではなく、各群（各実験区）1匹のマウスの血清を用いて得られた画像の結果を示したものに過ぎない、という意味である。

⁸ 原告池田修一及びA氏は、陳述書（甲19、甲24）においても、プログレスミーティングにおいてN=1であることをA氏が説明したかどうかを明確にしていなかった。

スライドの画像がマウス 1 匹の脳切片であるということであり、本件マウス実験の N は複数であるとするかのようなのであるが、N = 1 の議論をすり替えて混乱させ、裁判所をミスリードしようとするものである⁹。

一個人の感想をあたかも誰にでも当てはまる効果であるかのように謳う商品の広告等とは異なり、科学の場で動物実験の結果を発表する際には、各群（各実験区）につき 1 匹の代表的な画像を示した上で、各群（各実験区）の複数匹の画像の統計解析結果を グラフ で示すのが、当然である（大江調書 2 1 頁 10 行以下）。「私はこのスライドができる前段階の予備実験として複数のマウスで予備的な検索が行われていたと理解しました。」という原告池田修一の供述を前提としても、その予備実験としての複数マウスの結果が、棒グラフに反映されていなければ、当該スライドで示された実験結果が N = 1（各実験区でマウス 1 匹の血清を用いた実験であること）であることには変わりがない¹⁰。

原告池田修一と同じ清水勉弁護士を別件訴訟の代理人とする A 氏は、プログレスミーティングに参加した原告池田修一以外の 4 名が N = 1 であることを認識していたことを示す予備調査委員会及び本調査委員会の内部資料が提出されるや¹¹、突

⁹ N = 1 というのは、各実験区で NF-kBp50 欠損マウス 1 匹の血清 を用いた実験であることを意味し、画像に示された 正常マウスの脳切片が各実験区で 1 匹ずつ であることを意味するものではない。各実験区で複数匹（複数枚）の正常マウスの脳切片の画像を示すと実験結果がわかりにくくなることから、発表するスライドにおいて各実験区で代表的な 1 匹（1 枚）の正常マウスの脳切片の画像を示すのは当然である。

¹⁰ 本件マウス実験において、A 氏は、各実験区で NF-kBp50 欠損マウス 2～3 匹の血清 が採取されたとするが（A 氏調書 5 4～5 5 頁）、これにより N が 2～3 になるものではない。甲 1 7 のスライド 3 2 の 棒グラフの結果が、各実験区で NF-kBp50 欠損マウス 1 匹の血清 を用いて他の正常マウスの脳切片にふりかけた結果を示すものであることから、N = 1 であることには変わりがない。

¹¹ 本調査委員会のヒアリングにおけるプログレスミーティング参加者の N = 1 に関する供述は次のとおりである。

原告池田修一「Wedge で 1 匹と報道され、塩沢教授に確認したところ、1 匹ということがわかった。」（丙 8 8・7 7 頁）

塩沢教授「（班会議での発表の際に N = 1 と明言したか？との質問に対し）明言した。」（丙 8 8・7 9 頁）

A 氏「（この実験は初期段階のものであり N = 1 ということを池田教授、塩沢教授に話をしたか？との質問に対し）話した。」（丙 8 8・8 0 頁）

安藤助教「（A 特任教授は 1 匹だけを強調していたか？との質問に対し）はい。確定的な実験

如、「各群1匹を解析した画像であることは説明しましたが、N=1とは言っていないので、池田先生がそのように受け取るはずはありません。」とする陳述書を提出し（甲36・1頁）、プログレスミーティングでN=1（各実験区でマウス1匹の血清を用いた実験であること）であることを原告池田修一に話したという本調査委員会での発言（丙85・5頁、丙88・80頁）を覆した¹²。

柳沢正史氏が述べているとおり、各群何匹のマウスを用いるか、1匹のマウスの血清を何個の脳切片にふりかけるか、どの時期に血清を採取するか、といった実験の方法については、動物実験の信頼性を客観的に確保するため、事前に実験計画に定める必要があり、実験者は、実験計画に従って実験を行い、実験結果を実験ノートに記録する必要がある（丙74の4・4頁）。A氏の供述によれば、本件マウス実験では、インフルエンザワクチンを接種したNF-kBp50欠損マウスが3匹、B型肝炎ワクチンを接種したNF-kBp50欠損マウスが3匹、HPVワクチンを接種したNF-kBp50欠損マウスが2匹、生理食塩水を接種したNF-kBp50欠損マウスが2匹あり、合計10匹分の血清があったとするが（A氏調書54～55頁）、これは、本件マウス実験の終了後にA氏が後づけで提出し、当時医学部長だった原告池田修一も確認した動物実験計画承認申請書（丙7・丙89）の各群3～6匹（計20匹）という記述とも矛盾している。子宮頸がんワクチンを打ったマウスの血清だけ、他の正常マウスの脳切片が緑色に蛍光染色されるという結果が、もし複数のマウスの血清で再現される結果だったのであれば、Nの数（各実験区で用いたマウスの（血清

結果でないという印象を受けた。」（丙88・81頁）

井田大学院生「（プログレスミーティングで、A特任教授はサーバリックスの血清に反応したことを断定的に言っていたか？との質問に対し）1匹であること、プレリミナリーであることを強調していた。」（丙88・81頁）

¹² A氏は、本件取材時においても、宮川教授の「だから、え、N1ずつっていいことですね。この棒グラフは。」という質問に対し、「この場合はN1ですね、うん。」と回答し、被告大江の「あ、これ、まさにチャンピオン（データ）っていう。」というコメントに対し、「うん、そうそう。」と回答しており（乙7の2・58～59頁）、甲17のスライド31・32の実験結果が、N=1（各実験区でマウス1匹の血清を用いた実験であること）であることを認め、チャンピオンデータであることも認めている。

の) 数) と結果の再現性を示す統計解析結果をグラフで示せばよかつたはずである。しかしながら、実際には再現性は得られなかつたため、N=1の結果を統計解析せずに棒グラフで示し、それを原告池田修一が「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、脳の海馬・記憶の中樞に異常な抗体が沈着。海馬の機能を障害していそうだ。」「明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている。」などとして本件成果発表会及びNEWS 23で発表し、事実でない事を事実のようにこしらえたものである。

野田起一郎氏は、「N=1の結果を『受け入れ』て、発表すること自体、科学者として失格である。その点は、強く糾弾されるべきであり、信州大学の調査委員会の判断は甘いと言わざるを得ない。ただし、N=1の結果を『受け入れ』て、発表するという行為一つを取り上げて、それが『捏造』に当たるかという、それだけでは、なかなか判断は難しいという見解もあるかもしれない。その場合に重要となるのは、こうした意味をなさない結果を集めて、『何か実在しない成果や導き出せない知見を作り上げるという行為』の有無であろう。そうした行為があつて、初めて『捏造』という言葉に完全に当てはまると考える。(中略)従つて、これら全ての状況を俯瞰すれば、ほとんど全ての研究者が、池田氏には『サーバリックス接種と脳障害を含む神経症状には因果関係が存在する』という結果を作り上げようとする意図があつたと判断すると考えられ、これを持ってすれば、『今回のマウスの実験結果に関する池田氏の発表は捏造である』という指摘は、まさに正しいと考える。」と述べている(丙62の2・2～3頁)。

柳沢正史氏は、「池田修一氏は、A氏の実験により、甲4の30枚目上段のスライド(ワクチン接種後の血清(自己抗体)のマウス海馬への沈着)に記載されたマウスの脳切片(海馬)の画像以外にも、マウスの脳切片(海馬)の画像データが相当数存在することを認識しながら、N=1のデータだけをまとめた同スライドを用いて発表を行つたと推測することができます。池田修一氏が、2016年3月16

日の成果発表会及び同日放送のNEWS 2 3における発表の際に、甲4の30枚目上段のスライドが、N=1のデータであることを認識していたのであれば、科学的に何の意味もないデータである（研究結果と呼べるようなものが存在しない）ことを認識しながら、『HPVワクチンを打ったマウスだけ、脳に障害が発生した』という研究結果を作成して発表したことになり、故意に『存在しない研究結果』を作成して発表したものとして、『厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』において『ねつ造』にあたると考えます。一方で、池田修一氏が、2016年3月16日の成果発表会及び同日放送のNEWS 2 3における発表の際に、甲4の30枚目上段のスライドが、N=1のデータであることを認識していなかったのであれば、研究代表者として、また、共同研究者として、研究結果を発表するにあたって当然確認すべきN数や統計学的検証方法を確認せず、当該研究が科学的に意味のないものであることを認識しないままに発表を行ったことになります。したがって、池田修一氏は、『研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った』ものであり、その結果、『HPVワクチンを打ったマウスだけ、脳に障害が発生した』という存在しない研究結果を作成して発表したことになり、『厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』において『ねつ造』にあたると考えます。」と述べている（丙74の4・6頁）。

以上のとおり、子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、脳の海馬に異常な抗体が沈着し、脳の海馬の機能を障害していそうだと、という本件成果発表会及びNEWS 2 3における原告池田修一の発表は、当該発表で示された本件マウス実験の実験結果がN=1の結果であったことから、一般的な用語の意味においても、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び科学界・医学界の常識に照らしても、「捏造」である。繰り返すが、仮に原告池田修一がN=1のデータであることを認識していなかったとしても、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った」ものとして、「捏造」に該当することは、柳沢正史氏が述べるとおりである。

3 捏造を裏づけるその他の事情

上記1、2で述べたとおり、原告池田修一は、プログレスミーティング及び本件成果発表会のいずれの時点でも、①本件成果発表会及びNEWS 2 3における原告池田修一の発表で示された脳切片の画像が子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳切片であったことを理解し、かつ、②本件成果発表会及びNEWS 2 3で示された本件マウス実験の実験結果がN=1の結果であることを理解していた。にもかかわらず、原告池田修一は、子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ、脳の海馬に異常な抗体が沈着し、脳の海馬の機能を障害していそうだと、という「事実ではないことをこしらえて」発表しており、原告池田修一には、「捏造の意図」があった。

原告池田修一の「捏造の意図」を裏づけるその他の客観的事実として、HLAに関する発表内容が誤りであること、また、末梢神経病変に関する発表内容も誤りであること、が挙げられる。以下、この点について述べる。

(1) HLAについて

原告池田修一は、本件成果発表会において、甲4の27枚目の2枚のスライドに関し、「そういうなかで鹿児島大学は脳症状を訴える人のHLAを調べてみたところですね、19人中16人でDPB1*05:01というこの型の人が非常に多かった、84%だった。で、日本人の頻度は40.7%ですが、日本人の平均頻度に対して倍以上の頻度で出るということでした。で、私は信州大学で14例で調べてみるとですね、やっぱり71%の人がこのDPB1*05:01というHLAの型を持っているということですね。これが何を意味しているのか、日本人の通常の頻度の倍以上だ」と発言している(丙37)。

この発言が、本来比較できない遺伝子保有率と遺伝子頻度を比較した、事実無根の発言であることは、平成30年2月1日付け反訴状9～10頁で述べたとおりである。

野田起一郎氏は、「特定のHLAアレル頻度と遺伝子保有率を混同した池田氏の成果発表会での発表につき、池田氏は『単なる言い間違いであった』と主張しているようであるが、多くの遺伝病が存在する神経科学の臨床研究者である池田氏が、本来比較できないアレル頻度と遺伝子保有率を比較するような低レベルの間違いを犯すところに、やはり『意味をなさない結果を集めて、何か実在しない成果や導き出せない知見を作り上げる』という意図を感じる。」と述べている（丙62の2・2頁）。

吉川裕之氏は、「ありえない比較をしているのが、池田氏の発表で、84%（85.7%）は40.7%の倍とっているのは、前者は遺伝子保有率で後者がアレル頻度です。遺伝子保有率84%（85.7%）はアレル頻度では57.1%なのであり、57.1%と40.7%では統計学的には全く差がないのです（つまり偶然の範囲内ということです）。（中略）今回の発表は有意にはほど遠い差しかなく、今回の池田氏のデータは何も語るべきものではなかったのです。完全なネガティブデータなのです。これを都合の良いように語っただけなのです。」と述べている（丙63の2・7～8頁）。

原告池田修一は、この遺伝子保有率と遺伝子頻度を比較したことについて、「比べてということではなくて、それを混同して発言したものです。」と弁明するが（池田調書58頁）、仮に原告池田修一が自らを「毀損されるような名誉を有する研究者」だと主張する通りの研究者であったとすれば、過失によりうっかり遺伝子保有率と遺伝子頻度を混同するようなことは考えられない。A氏も、当然ではあるが、「遺伝子保有率と遺伝子頻度を混同したことはない」と供述している（A氏調書23～25頁）。

以上のとおり、遺伝子保有率と遺伝子頻度を意図をもって比較して発表した原告池田修一の本件成果発表会における発言は、言い間違いではなく、原告池田修一が、意図的に事実無根の発表をしたものである。これは、子宮頸がんワクチン接種と接種後に少女らに生じた末梢神経障害や脳障害との間の因果関係につき、客観的な根拠がないにもかかわらず、これがあるかのように発表しようとしたことを示すもの

であって、原告池田修一の「捏造の意図」をはっきりと裏づけるものである。

(2) 末梢神経病変のスライドについて

原告池田修一は、甲4の30枚目下のスライド「皮内神経の観察」及び31枚目上のスライド「末梢神経病変」に基づき、31枚目下のスライド「今後の取り組み」において、「サーバリックス接種群においてのみ、末梢神経障害あり」と結論付け、本件成果発表会において、これらのスライドを示して「(HPVワクチンを打った)このマウスのですね、こういう皮膚、足のそっけい(鼠径)の皮膚の中の神経、こういうところですね、これを電子顕微鏡で見るとですね、皮内の神経、こういうものですが、どの神経も壊れている。だからこのマウスは脳と末梢神経とを同時に障害を受けていそうだ。」と発言した(丙37)。NEWS23においても、甲4の31枚目上のスライド「末梢神経病変」に基づき、「この神経は、情報が正確に早く伝わっていかないというふうに考えられますね。」と発言している(丙79)。このように、本件成果発表会及びNEWS23において、原告池田修一は、子宮頸がんワクチンを打ったマウスにのみ、末梢神経障害が生じたという発表を行っているが、尋問によって、この末梢神経障害に関する発表も誤りであることが明らかになった。

原告池田修一は、甲4の30枚目下のスライド「皮内神経の観察」及び31枚目上のスライド「末梢神経病変」について、「A氏からマウスの皮膚標本を提供いただいて、私がこの標本をつくり、切片を作成し、私が電子顕微鏡で観察して作成した図です」「サーバリックス接種後12ヵ月と書かれて、个体番号が打たれた皮膚標本を私が提供を受けて、それで組織標本をつくりました」「平成27年4月に2匹、そして平成28年1月の段階で多分2匹と思いますが、複数受け取りました」と供述する(池田調書6～7頁)。その上で、原告池田修一は、生理食塩水を接種したマウスの皮膚切片をプレパラートにはしていないと述べ(池田調書48頁末尾から6行～4行)、A氏も、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの皮膚切片2つを原告池田修一に渡したが、生理食塩水を打ったマウスの皮膚切片は原告池田修一に

渡していない（データとして使えない）と供述している（A氏調書26頁、65～66頁、79頁）。

以上のことからすれば、原告池田修一は、A氏から提供を受けた子宮頸がんワクチンを打ったマウスの皮膚切片のみをプレパラートにして、発表し、コントロール群（比較対照群）となるべき生理食塩水を打ったマウスの皮膚切片を観察すらしていないことになる¹³。子宮頸がんワクチンを打ったマウスに「のみ」末梢神経障害が発生したというためには、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの皮膚切片に末梢神経障害が起きていることを確認し、生理食塩水を打ったマウスの皮膚切片には末梢神経障害が起きていないことを確認しなければならないのは当然であるが、これらの証言により、原告池田修一には、比較対照などはどうでもよく、子宮頸がんワクチンを打ったマウスに障害が起きていることだけを示せばいいという意図があったことが明らかになった¹⁴。改めて断るまでもないが、実験に使用したマウスは、加齢によりどんなマウスであっても自然に神経病変が生じるNF-kBp50欠損マウスである。子宮頸がんワクチンを打ったマウスにのみを観察して、子宮頸がんワクチンを打ったマウスのみ末梢神経障害が生じたという結論を出すことは、到底できない。

したがって、子宮頸がんワクチンを打ったマウスにのみ、末梢神経障害が生じたという本件成果発表会及びNEWS 23における原告池田修一の発表は、科学的根拠

¹³ 原告池田修一は、本調査委員会のヒアリングにおいて、「(末梢神経病変を示すスライドはどのような意図をもって作成したのか。PBS（生理食塩水）注射マウスには同様の変化はなかったのか?)」との質問に対し、「PBS注射マウスについてはわからない」と述べており（丙88・77頁A14）、生理食塩水を打ったマウスの皮膚切片を確認していないことを自認している。

¹⁴ 子宮頸がんワクチンを打ったマウスの皮膚切片と、生理食塩水を打ったマウスの皮膚切片を比較しないと（当然ながら、一定のN数（マウスの数）の皮膚切片を観察する必要がある）、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの皮膚切片でみられたとされる末梢神経病変が、子宮頸がんワクチンにより発生したものか、（子宮頸がんワクチンとは関係がなく）他の要因（加齢等）により発生したものかの区別がつかないことは、科学的に常識である（このマウスは、加齢により自然に神経病変が生じるNF-kBp50欠損マウスであることから、尚更、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの皮膚切片と、生理食塩水を打ったマウスの皮膚切片を比較しなければならない）。

が一切ない。これは、子宮頸がんワクチン接種と接種後に少女らに生じた末梢神経障害との間の因果関係につき、客観的な根拠がないにもかかわらず、あるかのように発表しようとしたことを示すものであり、原告池田修一の「捏造の意図」をはっきりと裏づけるものである。

なお、本件訴訟において、原告池田修一は、子宮頸がんワクチンを打ったマウスにのみ、末梢神経障害が生じたという科学的根拠・証拠（実験ノート・実験データ等）も一切提出していない。

4 以上のとおり、子宮頸がんワクチン接種と接種後に少女らに生じた末梢神経障害や脳障害との間の因果関係に関する原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表（HLAに関する発表、本件マウス実験における脳障害及び末梢神経障害に関する発表）は、すべて科学的根拠がなく誤りであることが明らかとなった。

原告池田修一は、本件成果発表会において、HLAに関するスライド（甲4の26～28頁）及び本件マウス実験に関するスライド（甲4の29～31頁）に基づき、子宮頸がんワクチン接種後に生じた脳障害とHLAの関連を示した上で、子宮頸がんワクチン（サーバリックス）接種によりマウスに脳障害と末梢神経障害が発生したと発表したが、この発表内容のすべてについて、科学的な裏づけとなる根拠・データは存在せず、「原告池田修一がこしらえたもの」であった。

原告池田修一が、本件成果発表会及びNEWS 23における発表において、科学的には存在が認められていない「子宮頸がんワクチン接種と接種後に少女らに生じた末梢神経障害や脳障害との間の因果関係」の存在をでっちあげ、国民に子宮頸がんワクチンに関する誤解を広めようとする意図を有していたことがはっきりした。

以上、本件成果発表会及びNEWS 23における原告池田修一の発表は、原告池田修一が意図的に事実でない事を事実のようにこしらえたものであり、「捏造」である。本件各記事の内容は、重要な部分において真実である。

第5 本件マウス実験に関する事実関係

第4で述べたとおり、本件成果発表会及びNEWS 2 3における原告池田修一の発表は「捏造」であり、本件各記事の内容は、重要な部分において真実であるが、以下、本件マウス実験には「捏造」がないとする原告池田修一及びA氏の陳述書・尋問における供述が信用性に乏しいことについて述べる。

1 関連証拠と事実認定のあり方

本件マウス実験の事実関係の証拠に関しては、原告池田修一が本件成果発表会で用いた資料（甲4、甲5）、その発言内容（甲18、丙37）及びNEWS 2 3での発言内容（丙79、乙1）、塩沢教授が班会議で用いた資料（甲6、甲7）、A氏がプログレスミーティングで用いたと原告池田修一及びA氏が主張する資料（甲17）、厚労省に提出された訂正前及び訂正後の報告書（甲9、甲10、丙77、丙61）といった本件成果発表会に関する証拠、本件取材の反訳（乙7の2）、予備調査委員会及び本調査委員会の資料（丙2、丙11～丙20、丙84～丙88）、後づけで作成された本件マウス実験の手続に関する証拠（丙7、丙8、丙23、丙24、丙66、丙89）のほか、宮川教授、A氏、原告池田修一、被告大江及び被告村中璃子の陳述書がある。これらの証拠を前提として、平成28年3月16日の原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 2 3における発表については、野田起一郎氏、吉川裕之氏、柳沢正史氏らの研究者から、「捏造」であると評価されている（丙62の2、丙63の2、丙74の4）。

一方で、原告池田修一は、A氏から入手したとされる甲17を提出し、また、A氏の個人のパソコンのプロパティ画面とされる甲37を提出し、さらには、A氏に対して本件マウス実験に関する画像データの提供を禁じている（A氏調書22頁）。原告池田修一は、研究代表者として、本件マウス実験に関する実験ノート・実験データ等の生データの管理権限を有し、A氏に対しこれらの生データの提供を求め、

裁判所に提出することができる地位にありながら、その地位を濫用し、本件マウス実験の事実関係の直接証拠である実験ノート・実験データ等の生データを提出していない¹⁵。特に、本件マウス実験は、厚生労働科学研究事業として国民の税金を用いて実施されており、本件成果発表会が行われた当時、原告池田修一は国立大学の副学長・医学部長・教授であり、本件マウス実験に関する事実関係を説明すべき公的な責任を負っていることからして、これは許されざるべき行為である。

我が国の民事訴訟法の名誉毀損法理においては、真実性・真実相当性の立証責任については、名誉毀損を行ったと主張される行為者（本件では、被告ら）が負うとすることが最高裁の判例で示されているものの¹⁶、上記の事実関係のもとにおいては、民事訴訟法上、正義公平の観点から、原告池田修一は、実験ノート・実験データ等の生データにかかる証拠提出責任を負うと解すべきである。

被告村中璃子は、本件訴訟において、何度も実験ノート・実験データ等の生データの提出を求めたが、一切提出されておらず、原告池田修一は、本件マウス実験の事実経過につき、尋問において曖昧な供述を繰り返している。こうした証拠提出責任を果たしていない原告池田修一は、本件マウス実験にかかる事実認定に関し、不利益に扱われるべきである。

2 原告池田修一及びA氏の陳述書・尋問供述の信用性評価

(1) 原告池田修一とA氏が共同で本件訴訟に対応していること

原告池田修一が発表した本件マウス実験の責任問題については、原告池田修一とA氏との間で利益相反が存在することから、原則として、同一の代理人が就任する

¹⁵ STAP細胞事件の際もそうであったが、科学の世界では、実験ノート等の必要とされる証拠を提出しないこと自体が捏造の証拠となる（丙63の2・11頁C）。

¹⁶ 例えば、米国においては、公人（公務員・政治家・有名人など）が表現行為を理由に名誉毀損訴訟を起こした場合、原告（公人）側が、被告（表現者）の現実の悪意（当該表現が誤りであることを表現者が知っていた、あるいは、当該表現が誤りであるかどうかを表現者が無謀にも無視した）を立証しない限り、名誉毀損に基づく損害賠償請求は成立しない（現実の悪意の法理）。

ことは弁護士倫理上許されない。しかしながら、遅くとも平成28年10月14日以降、清水勉弁護士は、原告池田修一とA氏双方の代理人を兼ねている（丙32、丙56、丙57）。このことは、原告池田修一とA氏が、本件マウス実験に関し、共通の利害関係を有することを示すものであり、遅くとも平成28年10月14日以降、原告池田修一とA氏との間で、口裏合わせがなされていることが合理的に推認される¹⁷。こうした観点から、原告池田修一及びA氏の陳述書・尋問供述の信用性を評価する必要がある。

（2）プロGRESSミーティングの資料について

原告池田修一は、平成29年10月31日、A氏から原告代理人らが入手したと主張する（原告準備書面（6）3～4頁）プロGRESSミーティングの資料として甲17（計47枚のスライド）を提出した。一方、被告村中璃子は、平成30年6月下旬、取材の過程において、信州大学関係者から、予備調査委員会及び本調査委員会の内部資料（丙84～88）の提供を受けた。これによれば、本調査委員会に提出されたプロGRESSミーティングの資料は、甲17とは異なり、計19枚のスライド（丙86の95～113頁。甲17の20～38枚目）からなるものであった。

A氏は、実際にプロGRESSミーティングで使用された資料は甲17（計47枚）であり、塩沢教授が間違えて計19枚の資料をプロGRESSミーティングの資料として提出したと考えている旨供述し（A氏調書31～34頁）、原告池田修一は、プロパティ情報（甲37）を裏付けとして提出した上、プロGRESSミーティングの資料は30枚以上、50枚くらいだったと供述している（池田調書34～36頁、66頁）。

¹⁷ 平成30年1月9日の報告集会において、HPVワクチン東京訴訟支援ネットワーク代表世話人かつ薬害オンブズパーソン会議のメンバーである隅本邦彦氏（丙53、丙54）が「今のところA先生は原告の側に立ってくれているみたいなので」と原告池田修一とA氏が共同して本件に対応している旨発言している（丙52）。

しかしながら、プロパティ情報（作成日時、更新日時、アクセス日時等）を変更するフリーソフトが多数出回っていることは公知の事実であり¹⁸、甲37のプロパティ情報が改変されていないという証拠（例えば、第三者のシステム会社によるA氏のパソコンの検証結果等）も提出されていない以上、甲37自体の信頼性がそもそも認められない。また、甲37においては、対象ファイルが「Horiuchi」というフォルダに入っており、実際のA氏のパソコンの画面であるかどうかも疑わしい。さらに、当該フォルダ内には、対象ファイル（30,465KB）以外にも、データサイズがそれぞれ異なる「12.28.2015」との記載があるファイルが少なくとも4つ

（24,635KB、24,811KB、17,619KB、30,856KB）存在しており、対象ファイル以外の4つのいずれかのファイルが本件プログレスミーティングで使用された可能性も排除できない。

A氏が尋問で供述した「塩沢教授が間違えて計19枚の資料をプログレスミーティングの資料として提出した」という可能性についても、単にA氏の憶測にとどまるものに過ぎない。予備調査委員会及び本調査委員会において、プログレスミーティングにおけるA氏の発表内容が問題とされ、A氏自身もプログレスミーティングの資料（A氏によれば47枚）を調査委員会に提出し（A氏調書62頁、75～76頁）、原告池田修一に対するヒアリングが3回、塩沢教授に対するヒアリングが3回、A氏に対するヒアリングが3回（丙84、丙86・91頁、丙88・75頁）行われた¹⁹。さらには、丙85の第4において、プログレスミーティング・班

¹⁸ 例えば、平成22年9月23日付け日経記事「FDデータ改ざん、痕跡はこうして残る」には、「大阪地検特捜部の元主任検事が証拠隠滅容疑で逮捕された事件で、捜査資料のフロッピーディスク（FD）の中身を改ざんするのに使ったとされる専用ソフト。ファイルの更新日時などを書き換えられる『タイムスタンプ変更ツール』とも呼ばれている。こうしたツールは本来、『CD-ROMに格納して販売するソフトのファイルの更新時間をそろえたり、所定の期日に納入した電子文書を修正してから納期前の日付にさかのぼって変更したりする用途で使われる』（セキュリティ会社ラックの西本逸郎取締役）という。現在は、有料から無料のものまで多数のソフトがダウンロードサイトから簡単に入手できる。」と記載されている。

https://www.nikkei.com/article/DGXNASFK2202Y_S0A920C1000000/

¹⁹ 原告池田修一に対するヒアリングは、平成28年7月1日（1時間40分の調査委員会）、7月19日（2時間50分の調査委員会）、9月28日（45分）に行われている。

塩沢教授に対するヒアリングは、平成28年7月1日（1時間5分の調査委員会）、7月19

会議・成果発表会の資料の作成経過が詳細に検討され、丙 86・140 頁の資料が作成されていることからすれば、予備調査委員会及び本調査委員会の過程において、原告池田修一、塩沢教授及びA氏は、調査委員会に提出されたプログレスミーティングの資料の内容を確認する機会は十分すぎるほどあり、それが計 19 枚のものであることを認識していたと考えるのが極めて合理的である。

したがって、実際にプログレスミーティングで使用された資料は甲 17（計 47 枚）であり塩沢教授が間違えて計 19 枚の資料をプログレスミーティングの資料として提出したと考えているというA氏の供述は信用できるものではない。また、プログレスミーティングの資料は 30 枚以上、50 枚くらいだったとする原告池田修一の供述も信用できない。

（3）ワクチン接種後 9 ヶ月の画像及び接種後 12 ヶ月の画像の存在について

A氏は、甲 17 の 31 枚目のスライドに関し、ワクチン接種後 9 ヶ月（月齢 12 ヶ月）のNF-kBp50欠損マウスから採取した血清を用いて撮影した脳切片の画像であると供述し（A氏調書 5 頁、66～68 頁）、本調査委員会でも同様の説明を行っている（ただし、インフルエンザワクチンについては、接種後 8 ヶ月。丙 88・7 頁）。原告池田修一は、甲 17 の 31 枚目のスライドに関し、プログレスミーティング当時、ワクチン接種後 12 ヶ月後のNF-kBp50欠損マウスから採取した血清を用いて撮影した脳切片の画像であると認識していたが、後から接種後 9 ヶ月（月齢 12 ヶ月）であると訂正を聞いた旨供述する（池田調書 2～3 頁、20～21 頁、29 頁）。

しかしながら、以下述べるとおり、甲 17 の 31 枚目・32 枚目のスライドは、ワクチン接種後 12 ヶ月のNF-kBp50欠損マウスから採取した血清を用いて撮影し

日（2時間50分の調査委員会）、9月28日（20分）に行われている。
A氏に対するヒアリングは、平成28年7月1日（1時間40分の調査委員会）、7月22日（時間不明）、9月28日（1時間16分）に行われている。

た脳切片の画像である。これとは別に、ワクチン接種後9ヵ月の血清を用いて撮影した脳切片の画像が存在すると合理的に推認され、上記のA氏と原告池田修一の供述は信用できない。

甲17の31枚目のスライドの説明文2～5行（スライド32にも同じ記載あり）には初回接種が2014年（平成26年）3月5日との記載があるほか、「2 months, 4 months and 12 months after date of 1st shot of Cervarix vaccine, Flu, HBV vaccine or PBS, the serum were collected from all immunized mice for immunological examinations and pathological studies.」（子宮頸がんワクチン（サーバリックス）、インフルエンザワクチン（Flu）、B型肝炎ワクチン（HBV vaccine）、生理食塩水（PBS）の各初回接種から2ヶ月後、4ヶ月後、及び、12ヶ月後に、免疫学的検討と病理学的検討を行うため、接種したすべてのNF-kBp50欠損マウスから血清を採取した）との記載があり、塩沢教授のスライド（甲6の12枚目）にも、ワクチン接種後12ヵ月に採血したとの記載がある。

一方で、本件マウス実験終了後に作成された動物実験計画承認申請書（丙7）においては、実験実施期間が平成26年7月1日～平成28年7月20日、初回接種後6ヵ月～9ヵ月後に採血したと記載され、本調査委員会においては、HPVワクチン接種後9ヵ月に採取したとされる血清2検体による再現実験がなされている（丙15）。

本件成果発表会において、原告池田修一は、「このマウスにですね、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、子宮頸がんワクチン、そして単なる生食を打つてみるとですね、だんだん9ヶ月から12ヶ月、1年くらいして脳の海馬と呼ばれている記憶の中核のところ、このHPVワクチンを打ったマウスだけ、こういう異常抗体がついている。すなわち、脳を攻撃する異常な抗体が、このマウスにはできたということがわかりました。」（丙37）と発言し、また、NEWS23においても、「こうしたマウスの異常は、ワクチンを打ってから9ヶ月くらいで現れたという。」（丙79の3）とナレーターが発言しており、原告池田修一がTBSの取材に対

してその旨の説明をしたと考えられる。この点に関し、原告池田修一は、後になって接種後12ヵ月ではなく、接種後9ヵ月である旨の訂正を聞いたと供述するが（池田調書28～29頁）、その説明を受けた時期も明らかでない。本件取材が行われた平成28年6月3日時点においても、A氏は、接種後12ヵ月に血清を採取したことを前提として話をしており²⁰（乙7の2）、また、平成28年1月以降尋問期日に至るまで、A氏と会ったことも話したこともないと供述していることから（池田調書31～32頁）、原告池田修一は、接種後9ヶ月の血清を用いた画像の存在につき、平成28年1月以前にA氏から説明を受け、その説明に基づき、平成28年3月16日の本件成果発表会及びNEWS23で、接種後9ヵ月の血清を用いた画像の存在を前提とした発言をしたと解するのが合理的である。もしそれを否定するのであれば、「A氏と会ったことも話したこともない」という供述は事実と反する。仮に、平成28年1月以前に、A氏から接種後9ヵ月の血清を用いた画像を示されていないとすれば、接種後9ヵ月のマウスに異常が出たとする原告池田修一の発言は、当時原告池田修一が把握していない実験結果に基づくものであり、何の科学的根拠もなくこうした発言をしたことになる。

以上のとおり、平成26年3月5日初回接種のマウス実験（甲17の31枚目・32枚目のスライドの実験）においては、初回接種から12ヶ月後の血清が採取され、平成26年7月1日以降開始のマウス実験（丙7記載の実験）においては、初回接種から9ヵ月後の血清が採取され²¹、それぞれ、他のマウスの脳切片に振りかけられた上、画像が作成され、平成28年1月以前に、A氏から原告池田修一に、

²⁰ 乙7の2において、A氏は、「(打ってから1年ということですね。との質問に対し「そうそう。そう。」(20頁)、「2回採ってる。1年後にね。」(26頁)、「12月ですよ。」(54頁)、「12月」(57頁)、「なんで9ヵ月って言ったのか分かんないし」(124頁)と話している。

²¹ 本件マウス実験が、2クールに渡って行われていることは、平成30年2月1日付け反訴状2頁～6頁記載のとおりであり、本件取材において、A氏も認めている（乙7の2・55頁「ワンクールるときじゃないですか、これ。」、97頁「1年間待たなきゃいけないから、さっき言ったように、2クールしかやってないですからね。」、125頁「それを、もう1回やったということです。」）。

接種後9ヵ月の血清を用いた脳切片の画像と接種後12ヵ月の血清を用いた脳切片の画像が示されたと考えるのが合理的であり、上記の客観的証拠にも整合する。

したがって、甲17の31枚目・32枚目のスライドは、ワクチン接種後12ヵ月のNF-kBp50欠損マウスから採取した血清を用いて撮影した脳切片の画像である。甲17の31枚目のスライドがワクチン接種後9ヵ月（月齢12ヵ月）のNF-kBp50欠損マウスから採取した血清を用いて撮影した脳切片の画像であるとするA氏と原告池田修一の供述は、実験ノート・実験データ等の客観的証拠による裏づけもなく、信用できない。

（4）他の画像の存在について

柳沢正史氏が「本件実験においては、HPVワクチン、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、PBS（生理食塩水）を接種した4群が設定されていますので、上記の標準的な手法であれば、仮に各群5匹のマウスを用いたとした場合、5（匹）×2～3（脳切片）×4（群）＝40～60のマウスの脳切片の画像が得られることとなります。複数の時期にマウスから血清を採取して、各時期における血清中の自己抗体の産生状況を検討していたとすれば、さらに多くの脳切片の画像が得られることとなります。」と述べているとおり（丙74の4・4頁）、本件マウス実験については、原告池田修一が本件成果発表会及びNEWS23で発表した甲5の画像以外の脳切片の画像が相当数存在していたことが合理的に推認される。

A氏は、合計10匹のNF-kBp50欠損マウスから血清を採取し、10匹の血清を用いた画像が存在することを認めており（A氏調書54～55頁）、プログレスミーティングの段階で、甲17のスライド31・32の4匹分のマウスの血清を用いた画像のほか、6匹分のマウスの血清を用いた画像が存在したことを認めている（A氏調書78頁）²²。

²² 本件取材において、A氏は、子宮頸がんワクチンを打ったマウスが1群3～5匹であり、1年間様子をみたこと、これを2回行ったと話しており、少なくとも子宮頸がんワクチンを打っ

また、上記（３）のとおり、平成２６年３月５日初回接種のマウス実験（甲１７の３１枚目・３２枚目のスライドの実験）においては、初回接種から１２ヶ月後の血清が採取され、平成２６年７月１日以降開始のマウス実験（丙７記載の実験）においては、初回接種から９ヵ月後の血清が採取され、それぞれ、他のマウスの脳切片に振りかけられた上、画像が作成されたと合理的に推認されることから、上記１０匹分の１０個の血清以外にも、相当数の血清が存在し、これらの血清を他のマウスの脳切片に振りかけた画像が作成されたと考えられる²³。

この点に関し、原告池田修一は、A氏からマウスの血清と脳切片の反応をみた実験に関するデータを直接受け取ったことはないと供述している（池田調書１１頁）。

しかしながら、原告池田修一は、本件マウス実験にかかる研究の研究代表者であり、結果を早く得るためにA氏に交雑種（F２）を用いるよう促し（乙７の２・１６～１８頁、２３～２６頁）、A氏から、平成２７年４月に２匹、平成２８年１月の段階で少なくとも２匹、本件マウス実験で子宮頸がんワクチンを接種したマウスの皮膚切片を受け取っていると供述していることからしても（池田調書６～７頁）、共同研究者²⁴として本件マウス実験に深い関心を有していたことが認められ、平成２７年１２月２８日のプログレスミーティングだけではなく、随時、A氏から本件マウス実験に関する報告を受け、実験データを示されていたものと考えられる。

たマウスが６～１０匹は存在していたと考えられる（乙７の２・１８～１９頁）。子宮頸がんワクチンを打ったマウスが２匹しかいないというA氏の尋問供述は客観的証拠の裏づけがなく、信用できない。

²³ 本件雑誌記事の発売後、「なぜ、お約束いただいたスライドを見せることをあれほどまでに拒否されるかについても理由を教えてくださいましたら幸いです。」との被告村中璃子の質問に対し、A氏は「確認すべきワクチンのスライドを探す時間が殆ど無い状況です。」と原告池田修一が本件成果発表会及びNEWS 23で発表した甲５の画像以外の脳切片の画像の存在を示唆した上で、「これまでの実験の写真は数十万枚（ワクチン以外の実験も含む）くらいありますので、確認するのに時間を有しております。」と回答している（丙７３）。

²⁴ 原告池田修一が、本件マウス実験に関する共同研究者であることは、塩沢教授が自認するところであり（乙１１・２５２頁）、吉川裕之氏及び柳沢正史氏が述べるところである（丙６３の２・１０～１１頁A、丙７４の４・６頁）。

「池田修一氏は、A氏の実験により、甲4の30枚目上段のスライド（ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着）に記載されたマウスの脳切片（海馬）の画像以外にも、マウスの脳切片（海馬）の画像データが相当数存在することを認識しながら、N=1のデータだけをまとめた同スライドを用いて発表を行ったと推測することができます。」と柳沢正史氏が述べているとおり（丙74の4・6頁）、実際に、原告池田修一が、A氏から、甲17のスライド31・32のマウスの脳切片以外のマウスの脳切片の画像の提供を受けていたと考えるのが合理的である。

（5）まとめ

以上、本件訴訟で最も重要な証拠のひとつであるプログレスミーティングの資料に関し、A氏と原告池田修一は、事実に反する供述をしていると考えられることから（上記（2）（3））、本件マウス実験に関するA氏と原告池田修一の尋問における供述は、極めて信用性に乏しい。

また、原告池田修一は、予備調査委員会及び本調査委員会で、プログレスミーティング当時、N=1であることは知らなかったと虚偽の説明をしており、この虚偽の説明に基づき本調査委員会の結論が出されていることから、「捏造」が認められなかったと判断した本調査委員会の結論（丙2）は、実際に「捏造」がなかったことを証明するものでは全くもっていない。

第6 結論

以上、本件成果発表会及びNEWS23における原告池田修一の発表は、原告池田修一が意図的に事実でない事を事実のようにこしらえたものであり、「捏造」である。本件マウス実験に関する原告池田修一及びA氏の陳述書及び尋問における供述は信用性に乏しく、「捏造」であるとの結論には揺るぎがない。

本件各記事の内容は、重要な部分において真実である。

以上